

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成30年10月24日

水曜日

号外

目次

選挙管理委員会告示

○不在者投票を行うことができる施設の指定

1

告 示

富山県選挙管理委員会告示第53号

不在者投票を行うことができる施設の指定について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成30年10月24日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
病院	富山西総合病院	富山市婦中町下轡田 1019	平成30年10月16日

